

第六四回日本西洋史学会大会優秀ポスター賞受賞記念講演

二〇一四年一月二二日(土) 一三時より、立教大学池袋キャンパス七一〇二教室において、第六四回日本西洋史学会大会優秀ポスター賞授賞式と記念講演がとりおこなわれた。一九五一年以来の歴史を誇る日本西洋史学会大会において初めて試みられた六月一日のポスターセッションでは、参加者の投票により、時代ごとに区分された一〇の部屋それぞれで優秀ポスター賞を選考し(同数の場合は複数受賞とする)、さらにもっとも得票数の多かったものを最優秀ポスター賞とした。その結果を記す。

古代Ⅰ…大谷哲「デキウス迫害における供犠執行証明書発行の意図 執行証明書パピルス史料の分析から」

古代Ⅱ…長谷川敬「後二〜三世紀ガリア・ゲルマニアとブリタンニア間の交易を担った商人たち」

中世Ⅰ…古川誠之「中世ヨーロッパの印章に見る「船としての都市」

中世Ⅱ…井上周平「近世ドイツにおける瀉血の理論と実践」(最優秀賞)

近世Ⅰ…齊藤豪大「スウェーデン重商主義者による塩輸

入問題への関心 アンデルス・ノルデンクランツを事例に」

近世Ⅱ…小林和夫「大西洋奴隷貿易とイギリス東インド会社 一八世紀後半を中心に」

近代Ⅰ…楠田悠貴「フランス革命における国王裁判の政治的意義 ジャン・ポール・マラーの国王裁判演説を契機として」

近代Ⅰ…正木慶介「一九世紀初頭イギリスのトリー主義にみられる労働者階層に対する社会的包摂の試み 保守系出版物の言説分析から」

近代Ⅱ…清水領「一九世紀中盤のフランスにおけるユダヤ改革の地方間の差異」

現代Ⅰ…鈴木俊弘「記念のためにトリミングされる歴史 米国の祝祭活動に潜行する入植表象と人種論の言説的交差について」

現代Ⅱ…星野友里「一九三九〜四三年南テイロールにおける国籍選択結果と移住」

受賞者には代表の青木康立教大学教授より賞状が授与さ

れ、各時代のなかで得票数の多い受賞者に記念講演をお願いした。以下、記念講演の要約と受賞ポスターを掲載する。なお記念講演を予定されていた小林和夫氏は都合により欠席された。

ポスターセッションに至る経緯などについては『西洋史学』に掲載されているので併せて参照されたい(浦野聡「第六四回日本西洋史学会大会を終えて」『西洋史学』二五二号(二〇一四年)七一・七六頁)。

三世紀のローマ社会を生きたキリスト教徒たち

―デキウス供儀命令布告と供儀執行証明書。パピルス
の分析を中心に―

大谷 哲

紀元後二四九年にローマ皇帝となったデキウスは、帝国の全市民を対象として帝国の安寧のため神々に供儀を捧げることが要求する布告を発した。この出来事は当時の司教たちの書簡および神学的著作、複数の殉教伝史料に伝えられる。これらの史料からは、この勅令に伴い各地で供儀執行委員会が設置され、委員の面前で供儀を行った者には執行証明書が発行されたことが判明する。この布告はキリスト教徒迫害研究史上、「上からの」迫害が開始された画期ともみなされ注目を集めてきた。しかしながらこの布告ならびに供儀執行証明書の意図については、研究者たちの解釈が一致していない。そこで本講演はエジプトから出土した供儀執行証明書。パピルス史料を分析し、証明書の発行は実態としてどのように行われたのかを検証することで、発行者と発行申請者双方の意図の解明を試みた。

現存する供儀証明書四六枚は全て二一×六センチメートルのサイズに収まる。それゆえ先行研究はこの証明書が携帯に適した形で作成されたと考えてきた。しかしながら各パピルスに記された発行申請者の個人名に着目したところ、一枚が同一家族の個人名を一枚の証明書に記載したものだ。ここから、パピルスが出土したフアイユーム地方の供儀執行証明書の使用方法としては、常に供儀執行者個々人が携帯するのではなく、一家に一枚のみの証明書を確保し、家庭内に保管しておけば事足りた状況を想定することが可能となる。すなわちデキウス期のいわゆる「迫害」はキリスト教徒らを狩り出すようなものではなかった。こうした想定は、当時の司教書簡や殉教伝が証言するアレクサンドリア、カルタゴ、スミルナの供儀執行委員会の活動とも合致する。三世紀半ばのキリスト教徒たちは隠れ住むことなくローマ社会で生活しており、デキウス「迫害」とは彼らと周辺社会との間に生じた軋轢を解消するために下された介入政策だったと結論づけられる。

(日本学術振興会特別研究員PD)

デキウス迫害における供儀執行証明書発行の意図

—執行証明書パピルス史料の分析から—

大谷 哲 (日本学術振興会特別研究員P)

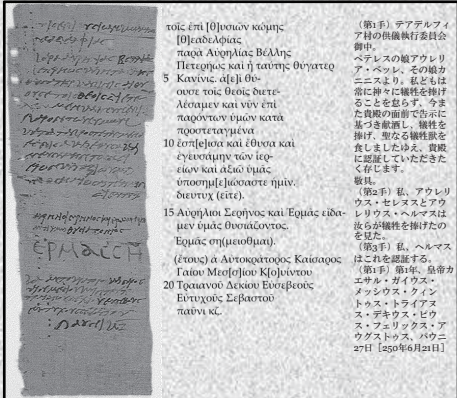
sohtani1980@gmail.com

D)

1. デキウス迫害と供儀執行証明書とは
AD250年、ローマ皇帝デキウスは帝国市民に対し、帝国の安寧のために神々へ供儀を捧げるよう命ずる布告を発した。キリスト教会指導者たちはこれを棄教命令と受け取り、かつては「上からの」迫害が開始された画期とみなされていた。近年、研究者たちは、供儀証明書の発行が(供儀を実行した)キリスト教徒を、異教徒民衆による私刑から保護する機能を果たしたとする解釈へと向かっている。

すなわち、右に例示した供儀執行証明書を**携帯**することで、キリスト教徒は異教徒民衆の暴力を繰り返しの供儀要求を避けることが出来たとする研究動向。ただしデキウス布告の本来の目的については見解不一致。そこで証明書の使用方法を再考することで**証明書発行布告の意図**を探る。

No.	年月日	委員会設置地	実行申請者	備考
1	250/6/28	Alexandria	Aurelius Diogenes, 息子	72歳, 顔に傷
2		Philadelpia	Aurelius Pappus Serapion (妻)	Isidoros代筆
3		Arsinoe	Aurelius Antonius	ウニ特テネウチス複製用
4	250/6/14	Oxyrhynchus	Aurelius L'ionion Aurelius Dioscorus (息子)	Papy 658
			Aurelia Lisa	
5	250/6/22	Theadelphia	Aurelia Kamia	
6	250/6/12	Theadelphia	Aurelia Aesias	
7	250/6/14	Theadelphia	Aurelius Ammonator Aurelius Didymus (息子)	
			Aurelia Thea (息子)	
			Aurelia Tass (息子)	
8	250/6/14	Theadelphia		
9	250/6/15	Theadelphia		
10	250/6/24	Theadelphia	Aurelia Morion	
11	250/6/16	Theadelphia	Aurelia Chara	433 (複製番号?) No. 265同 - Hamburg
12	250/6/17	Theadelphia		
13	250/6/19	Theadelphia		
14	250/6/19	Theadelphia		
15	250/6/21	Theadelphia	Aurelia Alexandros	
16	250/6/23	Theadelphia		
17	250/6/23	Theadelphia		
18	250/6/23	Theadelphia	Aurelia Senenit	係第354は日付に誤記 7/17のウニリテテ
19	250/6/23	Theadelphia	Aurelia Eprobolus	无記載
20	250/6/14	Theadelphia		
21		Theadelphia	Aurelia Tessis	
22		Theadelphia	Aurelia Thermotheia	
23		Theadelphia	Aurelia...	
24		Theadelphia		
25	250/6/14	Arsinoe	Aurelia Demos	A. Benasusが代筆 Pharosが保証 No. 112同 - Pab. Berlin
26	250/6/16	Theadelphia	Aurelia Chara	
27	250/6/20	Theadelphia	Aurelia Soetris	
28		Theadelphia	Aurelia Aouda	
29	250/6/22	Theadelphia	Aurelia Bio	
30	250/6/27	Theadelphia	Aurelia Isias Palaeoma (子供, 未成年) Th'rasia (子供, 未成年)	
31		Theadelphia	Aurelia Einnia	
32		Theadelphia	Aurelia E...	
33	250/6/27	Oxyrhynchus	Aurelia Galion Theia(?) Ammonios (息子) Ammonios (息子)	
34	250/6/18-24	Theadelphia	Aurelia Teeseus	
35	250/6/17	Theadelphia		
36	250/6/21	Theadelphia	Aurelia Belle Marina (妻)	
37		Narmouthis	Aurelia Aunes	
38	250/6/13	Theadelphia		
39		Theadelphia		
40	250/6/21	Theadelphia		
41		Theadelphia		
42	250/6/27	Theadelphia	Aurelia Teaspytis	FSZ 7. 778 A. Dionysios代筆
43	250/6/17	Theadelphia	Tessis	P'ouard 288 Cl. Schwanz代筆
44		Oxyrhynchus?	Aurelia Heraclides	P'ouy 390 Phoy 392B SF 8. 368A
45		Thobas	Aurelia Amos	



供儀執行証明書の一冊: Michigan Papyri, The Univ. of Michigan Library, inv. no. 269. 左に掲載した「供儀証明書パピルス一巻」のNo.36. 現存する45のパピルスはエジプト・ファイユーム出土。縦じて36. 21×6cm. 文面は定型化している。

2. 供儀執行証明書は携帯用だったのか?
先行研究は暴力。再三の供儀要求回避のため携帯用の証明書発行とするが...
1) 左の証明書パピルス一冊に示されるように全45例中、家族数名をまとめて記載する例が8割。No. 10のように息子の個人名を書かない例も。携帯用で用いるためには、個人々の名前が確實に記され各々に発行される必要。
2) No. 11, は No. 26 と同じ文面、端に433と記されていることから No. 26の写しとして地方文書館に保管されたと想定可能。
3) 上記2)の扱いは市権証明書diplomaと同様の文書行政が行われたことを想定させる。しかしdiplomaは常に移動機会があり携帯する必要のある軍団兵の場合金属製。一般市民は木製を発行され家に保管(シャーウィンホワイト1987)。現存する証明書は全てパピルスにて携帯するには脆い支持体。

3. 供儀執行証明書の機能と発行目的
供儀執行証明書が携帯用ではなく、diplomaと類似した行政手続きを経た文書である場合→1) 広帯での証明内容告示 2) 文書館ならびに神殿への写し保管 3) 申請者は証明書を携帯せず家庭に保管
⇒デキウス布告の目的はキリスト教徒を家出に追い出すものではない。民衆・当局は社会的地位の高いキリスト教徒を事前に特定しており名指しで供儀を要求(同時期キリスト教歴史資料に複数例あり)。供儀執行を当局が証明することでそれ以後民衆による迫害を回避させる目的。

結論: デキウス期の迫害とは、「隠れ住む」のではなく、「隣人」として存在していたキリスト教徒に対し発生した民衆の暴力。供儀執行布告はこれに介入し、両者を再び「隣人」に戻そうとするものだった。

主要参考文献
A. Brent, *Cyprian and Roman Carthage*, Cambridge, 2010.
J. R. Knipfing, *The Libelli of the Decian Persecution*, *HTR* 16, 1923, 345-90
E. Selinger, *The Mid-Third Century Persecutions of Decius and Valerian*, Frankfurt am M. 2002, 137-55
シャーウィンホワイト著 供儀執行書 種別報告とローマ法, リーン社, 日本基督教団刊行0997年
保坂誠『ローマ帝政時代のキリスト教』1983年 教文館 20
<http://goo.gl/1B3Dgn>

一六世紀ドイツにおける瀉血の理論と実践

—近世医療文化史のための一試論—

井上 周 平

瀉血は、古代から一九世紀に至るまで、ヨーロッパの代表的な医療行為であった。人体が四つの体液から構成されているとするガレノス主義医学では、瀉血は、過剰になった体液を静脈の切開によって取り除き、四体液のバランスと健康を取り戻すために行われたとされる。しかし、瀉血が実際にどのようなものとして捉えられ、実施されていたのかについて、具体的な研究は少ない。多角的な視点から瀉血の実像を解明することは、前近代の医学理論と医療実践を考えるうえで重要な課題として残されている。

本報告では、「いつ、誰が、どのように」瀉血を行うのかという観点から、三種類の史料の比較分析を通して、一六世紀における瀉血の実像の一端を明らかにした。まず、医師が一般読者に向けて書いた瀉血指南書からは、「瀉血とはどのようなべきか」という瀉血の理論的理想像が整理される。次に、韻文で書かれ、朗読されることが想定される一枚刷りの木版画入りビラからは、より広い範囲

の読者を対象とした一般メディアにおける瀉血像が示される。そして、最後に、ケルン市民ヴァインスベルクの回想録からは、市民の瀉血実践の様子が描き出される。

三種の史料の比較からは、瀉血の理解におけるズレと重なるの存在が明らかになった。「いつ」という点について、指南書とビラで占星術的な知見の影響が共通している一方、「誰が」という点で専門家に言及があるのは、医師が書いた指南書のみである。そして瀉血を「どのように」行い、捉えていたのかという点では、三者三様の意味付けがなされている。瀉血は、医師が古代・中世の医学者の説に基づいた医療と考えている一方、一般メディアでは身体ケアの一環として、また市民の理解では慣例的な健康法・疫病予防法と捉えられていた。

ここで明らかになった瀉血をめぐる理解の多様性は、近世の医療文化を理論と実践の複雑な関係の中で考察することの重要性を改めて示すものである。

(ボン大学歴史学科ライン地域史分科博士課程)


近世ドイツにおける瀉血の理論と実践

井上 周平 (ボン大学)
shuhei.inoue@googlemail.com

序論

目的と問題設定

- 瀉血=前近代の治療・健康法として有名
理髪師の代表的業務とされる [1]
→ 一実施についての具体的な研究少ない
(Utteの問題提起)
- 瀉血の実像を明らかにすることが必要
→ 実際、いつ、誰が、どのように行うのか?



史料と方法

- 3種類の文書内容の比較
 - 1. 瀉血指南書 (Aderlassbuch) → 理論的理想像
 - 2. 一枚刷りのピラ (Einblattdruck) → 一般メディア
 - 3. 市民の回想録 (Das Buch Weinsberg) → 市民の理解
16世紀のケルン市民ヴァインスベルクによる
- 地域・宗派の別は保留した試論として
→ 印刷物は流通範囲・読者の指定が困難なため

まとめ

まとめ


- 学識層の理想像と市民レベルの理解内容とのズレ
中間項としての一枚刷りピラ

	理論的理想像	一般メディア	市民の理解
いつ	占星術の日取り 忌み日・瀉血に伴う危険性の強調		年一回の慣習
誰が	判断=医師 実施=理髪師	自己判断・自己実施	
どのように	四体液説に基づく医療	身体ケアの一環	健康法・疫病予防法

今後の課題と展望

- 地域をケルンに絞り、理髪師の活動と具体的な関連を探る
→ 史料の幅を広げる必要性 (ペスト文書や理髪師組合の記録など)

分析

1. 瀉血指南書	2. 一枚刷りピラ	3. ヴァインスベルク
<p>タイプA: 通読型 (八つ折り判)</p> <p>Alexander SEITZ, Eyn nützlicher Tractat, (Erfurt 1530). 全27章</p> <p>Johannes HEBENSTREIDT, Aderlassbuch, (Erfurt 1559). 全23+6章 (Seitzの改訂版)</p> <ul style="list-style-type: none"> 古代・中世の医学者の言及・引用 (カレノス、ヒポクラテス、アヴィケンナ等) 実施者=理髪師を想定 (16・12章「理髪師はどう振る舞うべきか」) 医師は助言・監督役 占星術の知見に基づく四体液質ごとの指示 → 黄道十二宮と対応する部位は避ける [2] 最適な季節=春、秋 忌み日の列挙 (全20日、改訂版で否定) ペスト流行時の予防瀉血の禁止 [3] <p>タイプB: 参照型 (四つ折り判)</p> <p>Martin RULAND, New Aderlaß büch, (Lauingen 1566).</p> <ul style="list-style-type: none"> 3部構成 (症状別、部位別、一般規則) → 欄外注で目的の項目をすばやく探せるようになっている 序文で、ギリシア・アラビアの学者に言及 [4] 占星術の知見に基づく四体液質ごとの指示 → 黄道十二宮と対応する部位は避ける 最適な季節=春、秋 春・夏は右側、秋・冬は左側 	<p>Notwendige Vorberachtung der Aderlass (Frankfurt a.M. 1599).</p> <ul style="list-style-type: none"> 3段の文 (ドイツ語原文) と木版画 文章の半分は忌み日の列挙 (全16日) → 指南書と重なるのは日のみ 瀉血、散髪、爪切りの日取り指示 = 身体ケア全般について扱うもの → 実施者についての指示はない 瀉血の部位 → 春・夏は身体の右側、秋・冬は左側 → 最適な季節の指定なし 占星術の知見 (月相、黄道十二宮) → 簡略な指示のみ 新増期=若者、漸減期=年配者 白羊宮と金牛宮を避ける 身体部位と黄道十二宮の対応 (木版画) について、テキストでは言及なし → 避けるべき部位の指示が、瀉血すべき部位の指示へと転換する可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 年一回 (5月) 行う毎年の慣習 [5] 1551年5月29日、クローネンベルクにウィンを遭った時、左腕中ほどで瀉血をした。それは私の毎年の慣習であった。 <i>Das Buch Weinsberg</i>, Bd. 1, S. 359. ペスト流行時には予防瀉血 [6, 7] 1553年5月5日、私は医師の助言に従って下務をかけ、悪い空気に対してその他予防措置を取った。(中略) ペストがすさまじく流行し、多くの人が死んだのである。(中略) 5月9日、私は右腕の中ほどの血管で瀉血をした。 <i>Das Buch Weinsberg</i>, Bd. 2, S. 27. 1553年7月3日、私の妹のカタリナが気分が悪くなった。彼女は体に腫れ物がいくつかあり、7月1日に熱のために瀉血をしたのだ。 <i>Das Buch Weinsberg</i>, Bd. 2, S. 31. 1553年9月28日、私は左腕の肝血管でまた瀉血をした。 HASIK, CuD 49 (Liber Luventis), Bd. 290r. 独自に実行、理髪師の不在 [8] → 部位や占星術の知見への記述は見られない 1591年5月16日、ヴァインスベルク家の者たちは家で瀉血を行った。一般に若者たちが五月に、必要よりも欲求から、瀉血をするように。彼らは、心地よくなり、ワインを飲んで新しい血を作るといふ動機があるのだ。医師の決定や助成なしで行われることが多いので、ある者には危険で、ある者には有益である。 <i>Das Buch Weinsberg</i>, Bd. 5, S. 355.

ユダヤ教の近代化におけるフランスの位置付け

―「解放の国」から「保守の国」へ―

清水 領

現代社会で知られているユダヤ教の改革派とは、時代に合わせて宗教的慣例や礼拝の方法を変えろといった方針を持つ宗教的な潮流である。この潮流は一九世紀にドイツで生まれ、その後東欧やイギリス・アメリカでの発展を経て、現在のユダヤ教徒世界全体の中で最大流派となっている。この運動の研究史の中で、フランスにおけるユダヤ教改革運動は、「ユダヤ教徒の指導者層の日和見主義の下で起こりえなかった」と評価されており、上記の国々と比べて研究がなされてこなかった。

一方でフランスは、仏革命期に領土内のユダヤ人にヨーロッパで始めて市民権を与えており、一九世紀にも「解放の先進国」としてユダヤ人問題に積極的に着手した。ナポレオン期にはユダヤ教が公認する三つの宗派・宗教のうちの一つとなり、「フランス・ユダヤ長老会」の下に再編成された。従来の研究史では、一九世紀のこのような社会的変化を、制度的な再編成の過程や、教育促進運動であ

る「再生」運動から説明してきた。それに対して本研究では、ユダヤ教徒知識人の思想的・宗教的活動に着目して、信教の自由が宣言された一八三〇年以降に、「公認宗教」であるユダヤ長老会の外で活発な自由化変革運動が見られたことを明らかにする。また、これらの運動と同時に、宗教的な議論が長老会の周囲で交わされていた点も、一次史料から読み解くことが出来る。

上記の点を考えた場合、フランス国内でもドイツのユダヤ教改革運動と類似するような、ユダヤ教の宗教的解釈や儀礼を変革する運動が起こっていたと指摘できる。五月の西洋史学会のポスター報告では、フランスの代表的なユダヤ共同体を四つ挙げて、一八四〇年前後のそれぞれの地域における改革派と保守派の分布、及び地域毎の特色を明らかにした。一試論ではあったが、フランスにおけるユダヤ教改革運動の展開を示す具体例として、今後時代・地域を広げて更に考察を深めたい。

(フランス社会科学高等研究院博士課程)

19世紀中盤のフランスにおけるユダヤ教改革の地方間の差異

アルザス地方、メス、パリ、ボルドーの事例

清水 領 erisimiz@gmail.com
フランス社会科学高等研究院 博士課程

【背景】 1808年ユダヤ長老会設立 (ナポレオンの公認宗教体制の一環)
統一された組織 歴史的に異なる背景を持つアルザス・ロレーヌ地方のアシュケナジ系ユダヤ教徒と仏南西部のセファルディー系ユダヤ教徒が同一の規則の下で信仰を行う。
→ 1830年以降のユダヤ教改革運動 「解放(市民権授与)」に感謝する形でユダヤ教徒による新しい宗教の定義、アイデンティティ作りが始まる。of: 世俗・宗教教育、ラビの定義、礼拝方法等の変化

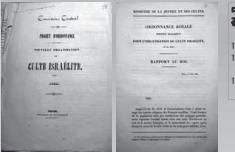
【問題提起】

- 1 貧しいアルザス・ロレーヌと裕福なボルドーという対比は正しいのか?
- 2 ユダヤ教改革に対する保守派と改革派はどのように分布していたのか?

パリ

地域的特徴

- 1 フランス全地方からの急激なユダヤ人口流入と共に発言権を増す。
- 2 1823年以降フランス語のユダヤ系雑誌の刊行が続き、**新知識層**を形成する。
- 3 社会的上昇を目指し、**労働者の育成・教育**に熱心。



中央長老会と地方長老会による中央集権化・改革運動

1839年 規約草案
 1844年 中央集権化を取り決めた新規約制定
 1846年 宗教的内容改正を含む新しい宗教の定義をめぐり大規模な投票

結論
 信仰的ではなくユダヤ教徒の存在と改宗が問題となり、制度的な統一に加えて宗教的意義を刷新する宗教的改革へも積極的。 **＝改革派**

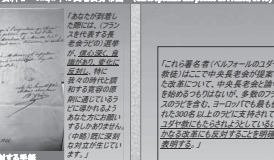
ボルドー・仏南部

地域的特徴

- 1 宗教的に他地方と異なる**セファルディー系ユダヤ教徒**。
- 2 一度キリスト教に改宗したため「**世俗化**」が進んでいる。
- 3 貿易商が多く比較的裕福。地域的に**キリスト教徒との交際が多く**反ユダヤ主義も弱い。



資料1 1846年の長老会分布図 (Carte synagogale des pontes de France, 1846)



資料3 1846年にボルドー長老会議長がパリに向けて書いた、改革に対する手紙

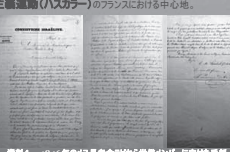
「このたびに開示した文書は、フランスを代表する長老会が、選挙の結果、家々に伝わり、既に、我々の時代を閉ざす新運動の扉を開き、我々の時代に開くべき扉を開くようあなたにお願いするにあたり、この手紙に反対の意見が述べられています。」

結論
 既に市民権と地位を得ている点を重視し、宗教の内容を変化させることは反対。また、世俗化が進んでいく中でラビの重要性を説く。 **＝保守派**

メス

地域的特徴

- 1 長老会の**ラビ学校**が置かれ、フランス全土の宗教的指導者層を輩出した。
- 2 仏革命前に**ユダヤ人解放運動の先駆け**となる。
- 3 19世紀前半にメス出身者から**改革派**者が多く出る。
- 4 18世紀末のユダヤ教の**啓蒙主義運動 (ハスカラー)**のフランスにおける中心地。




資料4 1846年のメス長老会から仏南西部のメニエールに向けて手紙

結論
 伝統を守るラビとユダヤ教改革家思想に精通した進歩派の両者が存在。伝統派ラビであっても改革運動に詳しい。また、改革運動初期の先駆者も輩出した。 **＝保守派+改革派**

アルザス地方

地域的特徴

- 1 1818年まで**市民権を制限**された。
- 2 **反ユダヤ主義**が強く、各時代に迫害が繰り返される。
- 3 仏革命以前はストラスブール等都市内への居住が許されず、19世紀も**数十人単位のユダヤ共同体**に集住。



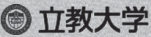
資料5 1846年のアルザスのユダヤ共同体による改革派に反対する手紙

「これら署名者(バルフルのユダヤ教徒)は、この中央長老会が提議した改革について、中央長老会と競争を始めるつもりはないが、多数のフランスの長老会が、サポートして賛成された300名以上のラビに支持されて、ユダヤ教にさらけ出されてはならないから、我々が反対を表明する。」

結論
 ユダヤ教徒は革命以前と変わらず共同体に属し、長老会のラビ学校で教育を受けていない世代が宗教的指導者となる。すべての変化に対して反対を表明。 **＝保守派**

【これまでの結論】

- 1 アルザス地方とロレーヌ地方は同じアシュケナジ系共同体として同一視されやすいが、アルザス地方では小共同体のラビが伝統派グループを形成するのに対し、近代以前にユダヤ教啓蒙運動の中心地であったメスでは、「解放」以降もドイツのユダヤ教改革運動の動向を把握し「フランスのユダヤ教」への提言を行うなど、共に伝統派であっても性格が異なる。また、メスは伝統派だけではなく改革派も輩出している。
- 2 「世俗化」が進んでいると言われるボルドーのセファルディー系共同体は、宗教的には保守的な傾向が見られる。



ホワイトネスは開墾されなければならない

—アメリカ合衆国の入植表象と人種言説との
交差について

鈴木俊弘

二〇世紀のアメリカ合衆国における国家的祝祭の開催には、多くに記念切手というイメージ媒体が付随し、その意匠は同時代の社会状況を反映した。本発表は北米大陸入植記念祭に発行された記念切手の意匠に、アメリカ社会の人種言説の存在を読み解く試みである。

一九三八年の国際祝祭「ニュー・スウェーデン入植三〇〇周年記念祭」の入植当事国としてスウェーデンと共に招待されたフィンランドは、祝祭に臨んで「若者が切り株を引き抜く」意匠の記念切手を発行した。しかし、その原画に描かれていたのは、「焼き畑」の耕作文化を有するフィン人の入植者が一七世紀アメリカの山林原野を放火開墾する場面であった。つまり、記念切手として意匠化するにあたって風景から「火」の痕跡は完全に排除され、斧と家畜による伐採開墾の風景と錯覚するように背景の「切り

抜き」が施されてしまっていたのだ。その理由には、アメリカ社会の「ノマディズムと火」という人種言説の存在が挙げられる。アメリカのなかで森林に火を放つ表象は、定住しない（モンゴロイド）の未開性と本性的な破壊衝動を喚起する隠喩として機能していた。

アメリカに移民したフィン人は、アメリカ社会で身体的には（白人）と見られながらも、非印欧語族であることを根拠に（モンゴロイド）と区分され、しばしば「帰化不能外国人」としての社会的困難に直面していた。かれらは母国フィンランドを「ニュー・スウェーデン」祝祭に参加させ、自身を入植者の子孫として記念することで、北米植民地入植の「歴史的偉業」を理想的な（白人）の人種の営為とみなすアメリカ社会において、完全なホワイトネス（白人性）を有するエスニック集団として承認されることを目指していた。

「焼き畑での農務を原画にしつつ、火の痕跡を消す」記念切手の意匠とは、非白人性を想起させる要素を回避し、勤勉・創造的・文化的な定住者としての入植者像をアメリカ社会に流通させようとするフィン人の祝祭戦略の一端であった。

（一橋大学大学院社会学研究科博士課程）



記念のためにトリミングされる歴史

米国の祝祭における人種表象と人種論言説の交差

Finnish National "Culture" to Be Trimmed, Peering Hidden Racial Discourses Generated in American Socio-Historical Context

鈴木 俊弘, kokumai@mac.com | 一橋大学大学院 社会学研究科 博士後期課程1年 [研究室: ゼミ所属]



はじめに

20世紀における米国の公祭行為は「記念切手」という新規な図像媒体が付随し、その意匠は同時代の社会状況を反映した。本発表は1938年の「ニュー・スウェーデン入植三百周年記念切手」で発行された記念手の意匠から、植民期社会の入植表象を影を落としていた「非身体的な」人種言説を読み解く議論である。

この祝祭の参加国フィンランドの記念切手は「若者が切り株を抜く」という記念行為には沿わない意匠で発行された。もともとの意匠は「森林火」の神化文化を尊ぶフィン人が北米の山林原野を放火開墾する作品だったが、切手化にあたって「火」の魔窟は除去され、伐採開墾の風景を描きこむことで「トリミング」が施されていたのである。

その理由に「マティスム」という米文化の人種言説の存在が推測される。米国のなかで森林破壊行為の表象は、非白人種への未開性と本性的破壊衝動を喚起する隠喩として機能している。

アメリカのフィン人 | Amerikansuomalaiset

1870年代から1930年代に約40万人のフィン人が米国へ移民した。米国への移民は、彼らに森林破壊行為の表象を帯びた。母語「オス語」は植民期の欧米言語とは異なる部族言語。18世紀以降の比較言語学によって「東方言語」と分類され、フィン人の人種区分も東方起源論に分類され、「モンゴロイド」に属するとの見解が欧米に流布。

「モンゴロイド」= 米國同化法での「帰化不能人種」
→ 「非印欧語族」という「知識」が、現実を生きるフィン人を社会の「二等市民」へ転落させる危険
→ 完全なる（白人）獲得の機会が課題化



中国人や日本人、フィン人やマジョール人、ブルガル人やチュルク人などの、濃いや薄い肌はあれど、幾十万にも及ぶモンゴルの血が、われわれの血に混れなくては、われわれの人類をアメリカの未来に帰納し、発展する事は、考えただけでもおぞましい。

1908年に「ジョン・スワン判決」

1908年1月 ミネソタ州がジョン・スワン他16人のフィンランド出身者の権利を却下
→ フィン人は「モンゴロイド」人種であるため、合衆国改正国籍条項の「自由白人」に該当しない
スワンらは「フィン人の人種区分」について不服を申し立て、連邦裁判所に提訴

連邦第一審裁判所の判決 (1908)
「フィン人の起源がモンゴロ系であったとしても、その容姿は白人ゆえに帰化は可能」
→ 歴史のなかでは「有色人」だった「白人」という奇妙な地位を与えられてしまう

金髪の移民少女の懸念
「ねえ、おかあさん。そと歩いてるときフィンで話しかけられないでっか約束したんだよ。」(一) あした、たれからか移住して知れなくないの。まててフィンランドから来たんだって。(二) 教科書にフィン人はモンゴロ系だって書いてあるよ。わたし、目が一色になつてたあつてもいいからな。かたがたない。教科書を読んでたとき、学校のみんなの方を歩いて笑ひ出したの。だから、街に出たときにフィン語で話しかけないで。」

ニュー・スウェーデン入植三百周年記念祭

スウェーデン王国が1638年にデラウェア州に移民を奨励した小冊子は「ニュー・スウェーデン」と呼ばれ、のちのデラウェア州、ニュー・スウェーデン、ペンシルベニア州での地名を付した。聖書的意匠のなかで、美・仏・羅による人種表象とは異質な非欧系種の人種表象を3百年記念の「多岐」の祝祭風景を多岐歴史から証する事象として、各米歴史的意義を二面開示した。

1936年 連邦議院がスウェーデンとの二国間条約を決定
1937年 フィンランド共和国の追加招待を決議
→ アメリカのフィン人、たむの参加を承認する意匠
17世紀のフィンランドはスウェーデンの属国
1938年 米政府主催による「三カ国祝祭」として開催

米國スウェーデン系移民の大反発
もともとニュー・スウェーデン記念祭は、米國のスウェーデン系移民によって1869年にもあられた記念祭だった

- ✓ 人種論的見地からフィン人の「参加資格」を否定
→ 祝祭はあくまで「種別白人移民」の記念と祝ふ。フィン人が「非白人」であることと後述
- ✓ フィン人を山林に火を放つ「森林破壊者」と表象
→ フィン人の伝統的な開墾方法である「焼き畑」は「モンゴロイド」の特性たる森林破壊行為と認定

民族誌学者、ヘンリク・ウェニエラ博士の「クリストファ・ワードの歴史記述」
フィン人はフィンランド語族で本邦ノマド農であるが、移住と共に森林に侵入した。(一) からはるかに早く、森林破壊、種は灰色で目尻が上り上がっている。進歩的に公正、忠実、従順だが、無知で道徳性もなく世間干渉に強欲である。愛他でモンゴロ人種に類似した動物性本能を有さない。(二) ノマド民的な放浪によって、数多くのフィン人女性や子供を産んだ。からはは林を開墾し作物を育てたが、森林を焼き払う粗野で放浪な開墾方法が罪で禁止されることになった。(三) からの建設的行動は開墾による森林破壊を助けた。森林は平坦と無視されてしまふばかりか、未開森林に種んで定住しないか焼畑するも困難だった。そんなのはは開墾者の無能に起因する材料として資源と考えられただろう。もちろんフィン人も無能の野生動物も無能な開墾者も、焼き払う森林に事かない新天地に大きな希望を抱いたはずだ。それでも自分から行くことと承知しない場合、王国は「森林破壊者」のフィン人たちを捕縛し、とうとう監禁収容所へ送り出した。

米國史における「森林放火」への嫌悪

森林や草原への放火行為は、文化や生活習慣ではなく特定人種の本性的破壊衝動と見なされてきた
→ 野蠻者たち（先住民）は、アジアの平原に住まうモンゴロ人のように粗野な火を放つ
西部探検家 エドウィン・ジェムス (1797-1861)

✓ 自然保護思想の隆盛と森林放火
1911年 米國森林管理官協会の創設：森林放火の罪が厳格化
→ この時期にアメリカ南部において松の原生林が「焼畑」の慣行によって完全消滅
1930年代 米國の自然への憧憬と国立公園制度の普及の時代
→ アメリカ北部の都市住民を中心に「森林へ火を放つ行為」が最高度の流行して認知

おわりに——「トリミング」の意図とは？

歴史事象の（歴史性）を切除する精密な施策
植木の農民による「焼き畑開墾」という特殊な人種史の（歴史性）は、「火の痕跡」を切除されたことで（プロトタイプ開拓）という数ある合衆国史のイメージ系列に吸収され、「19世紀にフィン人が入植者として存在した」という心象を人びとに強く焼き付ける。
→ 米國社会におけるフィン人の（白人性）獲得の技法
植民地人種者を無条件に理想の白人と認める米國の記念言説形成の特性を利用した人種言説への抵抗戦略の表出だった。

フィンランドを代表する風景「焼き畑」



入植表象における「白人性」の保証

- ✓ 伐採開墾による定住した農耕地の存在
- ✓ 放浪生活ではなく定住であることを強調
- ✓ 入植空間の放火破壊を否定
- ✓ 先住民への入植地贈与を連想させない



✓ 焼き畑での農作業風景を原画にしつつ、焼き畑の痕跡を消す

